

令和5年度東彼杵町奨学生の募集について

東彼杵町奨学生資金制度は、本町民であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な人に対して奨学資金を貸与し、有能な人材を育成することを目的としています。

1 出願資格

- ・本町内に居住する町民の子（外国人を除く）
- ・高等学校以上の学校（高校・高専・短大・大学）に在学する人
- ・学資の支弁が困難な人のうち、健康で人物・学業ともに優れた人
- ・長崎県育英会等他公私団体より奨学資金の貸付を受けていない人

2 奨学金の貸与

貸与月額	貸与期間
高等学校又は同程度の学校 10,000 円以内	在学期間
高等専門学校又は短大、大学並びに同程度の学校 20,000 円以内	

3 奨学金の返還

貸与を受けた奨学金は、学校卒業の月の（中退を含む）6ヶ月後から在学期間の2倍の期間内に月割で毎月返還しなければなりません。

4 出願手続

(1) 貸与を受けようとする人は、次の書類を受付期間内に教育委員会へ提出してください。願書は、教育委員会で配布します。

- ①奨学生願書 ②卒業成績証明書 ③奨学生推薦書 ④在学証明書 ⑤住民票謄本
⑥所得に関する証明書 ⑦入学金・授業料を確認できる書類

(2) 願書の受付期間：令和5年4月3日（月）～令和5年4月25日（火）

☎ 教育委員会学校教育係 ☎ 46-0353